

神奈川県司法書士会
会 長 星 野 務
研修部長 野入美和子

平成 29 年度 神奈川県司法書士会 新人研修のご案内

司法書士試験の合格おめでとうございます。神奈川県司法書士会では下記のとおり新人研修を実施いたします。つきましては、新人研修ガイダンスにおいて、神奈川県司法書士会主催の新人研修の実施内容及び受講する際の注意点等の説明を行いますので、ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席ください。なお、申込期間が大変短くなっておりましてご注意ください。

記

I. 新人研修ガイダンス

- 申込方法 : 別紙 1 「新人研修ガイダンス申込書」により FAX 又は郵送でお申込みください。
- 申込期間 : 平成 29 年 11 月 1 日 (水) ~ 11 月 9 日 (木) (必着)
- 日 時 : 平成 29 年 11 月 11 日 (土) 10 時~17 時半 (予定)
- 場 所 : 神奈川県司法書士会館 3 階
- 内 容 : 10 : 00~11 : 10 [新人研修の説明・神奈川県司法書士会求職登録の案内]
11 : 10~11 : 30 [配属研修体験談]
11 : 30~13 : 10 [個別面談、研修申込、昼食休憩 (ランチミーティング*)]
13 : 10~16 : 30 [新人研修プレ講座]
※新人研修プレ講座は、新人研修の受講前に身につけるべき基礎知識についての研修です。
16 : 30~17 : 30 [懇親会]
- 持 ち 物 : *別紙 2 「神奈川県司法書士会新人研修 (①配属研修、②実践司法書士講座) 申込書」 (写真貼付、両面記入) を必ずお持ちください。個別面談の際に提出していただきます。
- 備 考 : *昼食休憩中にランチミーティングを行う予定です (参加は自由)。これは、出席される皆さんと当会研修部委員・役員とで、新人研修・その心構え、司法書士業務、失敗談などを昼食をとりながらざっくばらんにお話をするものです。ランチミーティングに参加される方は、当日の昼食はお持ちいただくことをお勧めします (購入される方は、会館の近辺にはスーパー、コンビニ、ドトールがあります)。

◆新人研修ガイダンスに出席できない方◆

新人研修ガイダンスに出席できない方については、補足ガイダンスを行いますので、こちらにご参加ください。申込方法と申込期間については新人研修ガイダンスと同様です。

日 時 : 平成 29 年 11 月 15 日 (水) 19 時~21 時 (予定)

場 所 : 神奈川県司法書士会館 3 階

※補足ガイダンスに出席する方は、後記 II 「神奈川県司法書士会新人研修」申込方法②をご確認ください。

II. 神奈川県司法書士会 新人研修

申込方法

①新人研修ガイダンスに参加される方

別紙2「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」を新人研修ガイダンス当日に提出し、お申込みください。

②新人研修ガイダンスを欠席される方(補足ガイダンスに出席する方も含む)

別紙2「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」を下記の申込期間内に神奈川県司法書士会事務局まで郵送又は直接お持ちいただき、お申込みください。

申込期間：平成29年11月1日（水）～11月9日（木）（必着）

（神奈川県司法書士会事務局は土日に業務を行っておりませんので、直接お持ちいただく場合はご注意ください。なお、FAXでの申込受付は行いません。）

※**別紙2**の申込書は、「新人研修を受講しない旨の申出書」を兼ねていますので、将来、神奈川県で司法書士登録を予定している方は新人研修の受講の有無に関わらず全員提出してください。

※新人研修期間中、事務局からの郵送物は、**別紙2**の申込書記載の住所に発送されます。**別紙2**の申込書提出後、住所の変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡ください。ご連絡がない場合は研修の受講に支障を来す可能性があります。

【神奈川県司法書士会新人研修について】

(1) 実施内容

① 配属研修

配属研修は、実際に司法書士の事務所に配属され、司法書士業務に間近に触れることで、実務的な知識や技術、倫理観を身につけるための研修です。

日 程 《前期》平成29年11月28日（火）～12月12日（火）
《後期》平成30年3月7日（水）～3月23日（金）

場 所 各配属先事務所

【注意】 司法書士事務所へお勤めの方、またはこれから就職される方は、就職先での配属研修の受講はできません。同研修期間中、就職先以外の神奈川県内の事務所で研修を受けていただくこととなります。

② 実践司法書士講座（集合研修）

司法書士業務（登記、債務整理、成年後見など）の具体的事案の処理・手続き方法やプロフェッションとしての公的な使命や考え方など、集合形式にて学ぶ研修です。

日 程 平成30年3月10日（土）、3月17日（土）、3月24日（土）、
3月31日（土）、4月7日（土）の計5日間
※3月31日のみ10:00～17:30、その他の日は10:00～17:00

場 所 かながわ労働プラザ・神奈川県司法書士会館

(2) 注意事項等

- ・ 神奈川県司法書士会主催の新人研修の修了認定を受けるためには、上記（1）①配属研修、②実践司法書士講座を全て受講することが必要です。
- ・ 受講対象者は原則、神奈川県で司法書士登録をする予定の方です。神奈川県以外で司法書士登録を予定している方については、神奈川県での新人研修は受講できません。（受講対象者とならない方は、司法書士登録予定地の各司法書士会にお問い合わせください。）
- ・ 神奈川県司法書士会主催の新人研修期間中、金銭的な支給は一切ありません。
- ・ 神奈川県司法書士会主催の新人研修の受講は無料です。

以上

<参考>平成 29 年度新人研修等日程一覧

1. 日本司法書士会連合会中央新人研修・関東ブロック新人研修

中央新人研修

《前期》 日 程：平成 29 年 12 月 2 日（土）～平成 29 年 12 月 18 日（月）
上記期間内で受講。※通信視聴研修（E-Learning）

《後期》 日 程：平成 30 年 1 月 23 日（火）～1 月 25 日（木）

関東ブロック新人研修

日 程：平成 30 年 1 月 12 日（金）～1 月 19 日（金）

2. 司法書士特別研修（司法書士法第 3 条第 2 項第 1 号の研修）

日 程：平成 30 年 1 月 27 日（土）～3 月 4 日（日）

※<参考> 1, 2 の案内書については、平成 29 年 10 月 11 日の司法書士試験口述試験会場に備え置かれておりましたが、まだお持ちでない方は、至急、次のいずれかの方法により神奈川県司法書士会までご連絡いただき、お取り寄せの上、研修の申込をしてください。

- (1) Eメール：下記アドレスに「氏名」「郵便番号」「住所」「電話番号」「入手希望の案内書」を明記し、送信してください。

jimukyoku@shiho.or.jp

- (2) FAX又は郵送：**別紙 1**「新人研修ガイダンス申込書」の（3）に必要事項をご記入の上、送信又は郵送してください。

《会場案内図》

神奈川県司法書士会
JR 石川町駅北口より徒歩1分

〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地
電話：045-641-1372
FAX：045-641-1371



かながわ労働プラザ (Lプラザ)

〒231-0026 横浜市中区寿町1-4
電話 045-633-5413

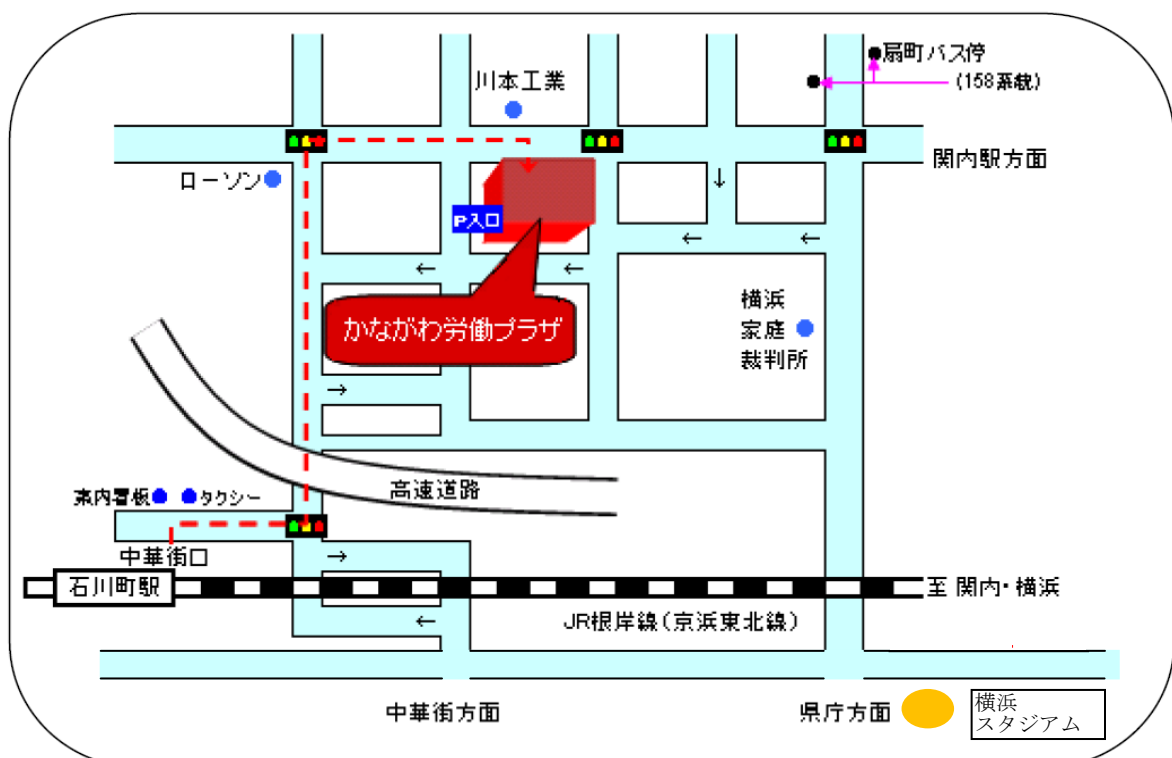
◆ 交通

JR 京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口) 徒歩3分

JR 京浜東北・根岸線「関内駅」南口から徒歩8分

横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2 徒歩12分

横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」出口1 徒歩12分



※このままFAX送信または郵送してください。

別紙 1

新人研修ガイダンス申込書

(1) 新人研修ガイダンス申込

新人研修ガイダンスに (参加する ・ 参加しない)
※どちらかに○をしてください。

(2) (1) で「参加しない」に○をした方のみ、こちらにも○をしてください。

新人研修補足ガイダンスに (参加する ・ 参加しない)
※どちらかに○をしてください。

(3) 平成29年度新人研修 案内書送付希望

※送付を希望する場合のみ○をしてください。

() 日本司法書士会連合会主催中央新人研修・関東ブロック新人研修 案内書 希望

() 日本司法書士会連合会主催「司法書士特別研修」案内書 希望

ふりがな

氏名

住所

〒 _____

電話番号

申込締切日：平成29年11月9日（木）必着

FAX送信先：神奈川県司法書士会 045-641-1371

郵送先：〒231-0024

横浜市中区吉浜町1番地 神奈川県司法書士会 事務局

※封筒の表に[新人研修ガイダンス申込書在中]とお書きください。

神奈川県司法書士会新人研修(①配属研修、②実践司法書士講座) 申 込 書

- ・ 11/11新人研修ガイダンス個別面談の際にご提出ください。ガイダンスを欠席する場合は、写真貼付、両面全てご記入のうえ、11/9までに神奈川県司法書士会事務局にご郵送又は直接お持ちください。
- ・ この申込書は神奈川県で司法書士登録を予定されている方は全員ご提出ください。
- ・ 出席する又は欠席する等に○をつけてください。欠席する場合は、その理由もご記入ください。

[注 意]神奈川県司法書士会新人研修の修了認定を受けるためには①②両方の受講が必要です。

① 配 属 研 修

前期(H29.11.28~12.12)

後期(H30.3.7~3.23)

※前期・後期どちらか一方のみを受講することはできません。

- ・ 出席する
- ・ 欠席する / 来年度以降(年度)に受講予定 / 受講済み
(欠席理由)

②実践司法書士講座

(H30.3.10~4.7の土曜)

- ・ 出席する
- ・ 一部欠席する 3/10・3/17・3/24・3/31・4/7
- ・ 全て欠席する / 来年度以降(年度)に受講予定 / 受講済み
(欠席理由)

*参考のため、他の研修の参加の有無についてもご記入願います。

中央新人研修

前期(通信視聴研修(E-Learning))

後期(H30.1.23~25)

- ・ 出席する
- ・ 欠席する / 来年度以降(年度)受講予定 / 受講済み
(欠席理由)

関東ブロック新人研修

(H30.1.12~19)

- ・ 出席する
- ・ 欠席する / 来年度以降(年度)受講予定 / 受講済み
(欠席理由)

特 別 研 修

(H30.1.27~3.4)

- ・ 出席する
- ・ 欠席する / 来年度以降(年度)受講予定 / 受講済み
(欠席理由)

備考欄(こちらは記入不要)

担当者:

※ 裏面へ続く

(裏面)

配属研修生履歴書

平成 年 月 日現在

ふりがな		性別	写真添付 タテ4センチ ヨコ3センチ 裏面に氏名を記載
氏名		男・女	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)		
現住所 (〒 -)			電話番号 ()
日中の連絡先(現住所以外で連絡を希望する場合・勤務先など) (〒 -)			電話番号 ()
携帯電話	()	喫煙の有無	する(本/日)・しない※
自宅 最寄駅	線 駅	自宅～ 最寄駅	徒歩・自転車 車・バス 分

司法書士試験 合格年度	開業予定地	都・道 府・県	市・郡	区・町 村
司法書士 補助者経験	有・無	※有の場合、業務歴 約 年	ご親族に 司法書士はいますか? 有・無	※有の場合、ご親族の開業地

経歴		
年	月	最終職歴のみ記載。但、司法書士事務所勤務・資格業の職歴は全て記載。 また、司法書士事務所勤務の場合はその業務内容もご記入ください。 例:不動産登記(決済・相続)、商業登記、裁判事務、後見事務など

免許・資格		
年	月	免許・資格

その他事項 (自己PR等、ご自由にお書きください)
※配属研修を行うにあたり、体調面で心配なことがあれば合わせてご記入ください。 例:妊娠中、喘息がある、動物などにアレルギーがある

・本研修申込書記載の個人情報については、神奈川県司法書士会が実施する新人研修遂行を目的として利用されます。
・新人研修終了後、神奈川県司法書士会事務局において、本個人情報を管理し、研修アンケートの発送、および各種登録の際の研修情報として利用することがあります。
※喫煙の有無については、配属研修先決定時の参考とします。受講生の配属研修先での喫煙希望を調査するものではありません。

神奈川県司法書士会新人研修Q & A

Q 1. 神奈川県司法書士会主催の新人研修の位置づけはどうなっていますか？

A 1. 各種新人研修は、日本司法書士会連合会が制定した「日司連新人研修規則」（以下「研修規則」という）及び「日司連新人研修実施要領」（以下「実施要領」という）に従って行われるものです。新人研修は、研修規則において「中央研修」「ブロック研修」「司法書士会研修」の3つに分類されており、当会が主催する新人研修は、この「司法書士会研修」に該当します。

そして、この「司法書士会研修」は、研修規則及び実施要領において、「司法書士の適正な執務の姿勢及び処理能力を取得する」ものであるとし、原則として6週間以上の配属研修とすると定められています。

Q 2. 実施要領には、司法書士会研修は6週間以上の配属研修との定めがありますが、どうして神奈川県司法書士会の新人研修は、配属研修と実践司法書士講座の組み合わせなのですか？

A 2. 実施要領は、配属研修の一部または全部の実施が困難な場合には、集合研修等により代替することができる、としています。

当会では、他の研修の開催時期との兼ね合いで6週間の期間を確保することが難しいため、配属研修期間を5週間と短縮していますが、代替として集合研修（実践司法書士講座）を実施しています。さらに、実践司法書士講座は、配属研修を補完するだけでなく、短い配属研修だけでは学ぶことができない多岐にわたる実践的な内容と精鋭なる講師陣による講義により、配属研修との相乗効果を得ることができるカリキュラムとなっています。

Q 3. 神奈川で登録を予定しているのですが、必ず神奈川県司法書士会主催の新人研修を受けなくてはならないのですか？

A 3. 「司法書士会研修」については、全国いずれかの司法書士会の新人研修を修了すればよいことになっています。

横浜で受験し、合格された方（以下、「神奈川の合格者」という）の多くは、神奈川で司法書士登録をすることが想定され、一般的には、当会の新人研修を受講することになると思います。しかしながら、諸般の事情（実家が遠方など）により、他会で「司法書士会研

修」の受講を希望する方もおられるでしょう。このように、他会が実施する「司法書士会研修」を修了された方については、必ずしも当会の新人研修を受講しなければならないわけではありません。

なお、当会の案内文書の中に、「神奈川で登録する場合には神奈川の新人研修を受講済みであることを原則とする」旨の記載がありますが、これは、神奈川の合格者の多くが神奈川県在住者であるため、このような書きぶりにしています。したがって、それぞれの事情により他会での「司法書士会研修」の受講を妨げるものではありません。

Q 4. すぐに司法書士登録を希望する場合のみ受講すればよいですか？

A 4. すぐに登録・入会をしない場合であっても、将来的に登録の予定がある場合は受講してください。ただし、1年以内に登録・入会を予定していない方については次年度に受講することも可能です。

Q 5. 実践司法書士講座のみを受講して、配属研修を受講しないことも可能ですか？

A 5. 当会の「司法書士会研修」は、配属研修と実践司法書士講座で構成しています。したがって、原則として配属研修は受講する必要があります。ただし、それぞれの特別な事情（自身の疾病や、出産、家族の介護など）により配属研修の受講が困難な方は、無理をせず申し出てください。この申出をする場合は、「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」の該当欄に、必ずその旨（受講が困難なこと、及びその理由）を記載し、申込書を提出するようにしてください。ただし、この場合には「司法書士会研修」の修了認定を受けることはできませんのでご了承ください。

また、他会の「司法書士会研修」を修了した方（または修了予定の方）については、実践司法書士講座のみを受講することも認めています。意欲のある方は、積極的に参加してください。

Q 6. 配属研修のみを受講して、実践司法書士講座を受講しないことも可能ですか？

A 6. A 2にあるとおり、実践司法書士講座は配属研修の一部代替措置ですので、配属研修のみを受講して実践司法書士講座を受講しないことは認めていません。

Q 7. 配属研修の前期または後期日程のみを受講することは可能ですか？

A 7. できません。配属研修は前期及び後期の両日程を受講してください。

Q 8. 神奈川県以外の司法書士会に登録を予定しています。登録の前提として履修しなけ

ればならない研修は何ですか？

A 8. 他会での登録については、登録を希望する各司法書士会に直接問い合わせてください。

Q 9. 司法書士会研修（実践司法書士講座、配属研修）期間中の給与支給はありますか？

A 9. 司法書士会研修は、あくまでも研修であるため、給与などの支給はありません。ただし、当会が実施する「司法書士会研修」（実践司法書士講座、配属研修）については、受講生の負担軽減のため、受講料は無料としています。

Q 10. すでに神奈川県内の司法書士事務所に勤務している者ですが、勤務先の事務所を配属研修先とすることはできるのですか？

A 10. できません。配属研修は、あくまでも研修であるため、配属研修期間中は、勤務先以外の事務所において配属研修を受講することになります。

Q 11. 「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」は全員提出しなければなりませんか？

A 11. 「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」は将来的に当会で登録を希望される方は全員提出となります。司法書士試験最終合格発表後に行われる新人研修ガイダンスにて必ず提出してください。

万が一、新人研修ガイダンスに参加できない場合は、申込書を郵送（当会事務局宛、期限厳守のこと）するか、直接お持ちください。（なお、事務局は土日に業務を行っていないので注意してください。）

「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」は当会の新人研修（実践司法書士講座・配属研修）の申込書と、新人研修を受講しない旨の申出書を兼ねています。やむを得ない理由により新人研修を受講できない場合は、その理由を記載の上、提出してください。

なお、体調不良などにより実践司法書士講座のうち一部の講義を欠席する場合は、「欠席に関する理由申出書」（ガイダンスで配布します）を提出してください。

Q 12. 司法書士登録の前提として各種新人研修の受講は法律的義務ですか？

A 12. 法律的な義務ではありません。しかし、A 1にあるとおり、日本司法書士会連合会が制定した規則により実施される研修です。また司法書士として最低限の知識、倫理観、心構えなど身に付けるため、当会は全ての新人研修の受講を推奨しています。

司法書士としての第一歩を踏み出そうとする皆さんは、既に法律家の仲間入りを果たしました。司法書士が、後世においても市民のための法律家であり続け、かつ司法書士制度が充実したものであり続けるためにも、是非とも進んで研鑽を積んでください。